

# 妊娠届出時の個人番号(マイナンバー)提示のお願い

平成28年1月1日より、マイナンバー制度の施行に伴い、母子健康手帳交付時に「妊婦本人の個人番号(マイナンバー)」の記入が必要になります。

交付時には、①個人番号の確認、②本人確認を行います。

母子健康手帳はお母さんとお子さんの健康管理に必要なものです。

妊娠がわかったら、なるべく早めに母子健康手帳の交付を受けましょう。

住民票がある各市町の窓口で交付を受けてください。

できるだけご本人が窓口においでください。妊婦一般健康診査受診票も交付します。

※なお、ご本人が窓口に来られない場合は、状況のわかる代理の方でも交付が可能です。

詳細は裏面をご覧ください。



## 妊婦さん御本人が窓口に来る場合、必要なもの

### ■個人番号カードをお持ちの方■



●個人番号カード

### ■個人番号カードをお持ちでない方■



●本人確認書類

#### 個人番号のわかる書類

- 通知カード
- 個人番号が記載された住民票の写し
- 個人番号が記載された住民票記載事項証明書

上記の3つのうち、どれか1点

- 顔写真付き公的な証明書 1点  
(例: 運転免許証、パスポートなど)

または

- 顔写真付きでない公的な証明書 2点  
(例: 健康保険証、年金手帳、学生証など)

# 妊婦さんの代理人が窓口に来る場合、必要なもの

## ■妊婦さんの個人番号カードがある場合■



+

代理人の  
本人確認書類

+

### 委任状

妊婦  
住所〇〇  
氏名〇〇 (印)  
代理人  
住所〇〇  
氏名〇〇  
妊娠届等の手続き  
等を委任します。

- 妊婦さんの個人番号カード  
またはその写し(表面と裏面の両方)

- 顔写真付き公的な証明書 **1点**  
(例:運転免許証、パスポートなど)

または

- 顔写真付きでない公的な証明書 **2点**  
(例:健康保険証、年金手帳、学生証など)

## ■妊婦さんの個人番号カードがない場合■



+

代理人の  
本人確認書類

+

### 委任状

妊婦  
住所〇〇  
氏名〇〇 (印)  
代理人  
住所〇〇  
氏名〇〇  
妊娠届等の手続き  
等を委任します。

- 妊婦さんの通知カードまたはその写し
  - 妊婦さんの個人番号が記載された住民票の写し
  - 妊婦さんの個人番号が記載された住民票記載事項証明書またはその写し
- 上記3つのうち、どれか**1点**

- 顔写真付き公的な証明書 **1点**  
(例:運転免許証、パスポートなど)

または

- 顔写真付きでない公的な証明書 **2点**  
(例:健康保険証、年金手帳、学生証など)

委任状は各交付窓口で交付、もしくはホームページからもダウンロードできます。

または妊婦さんの住所・氏名・捺印と、代理人の住所・氏名、「妊娠届等の手続きを委任する」ことが記入してあれば様式は問いません。※詳細は各市町にお問い合わせください。

## ■母子健康手帳交付窓口・連絡先■

|                            |              |
|----------------------------|--------------|
| 倉吉市：倉吉市保健センター（伯耆しあわせの郷内）   | 26-5670      |
| 三朝町：三朝町子育て健康課              | 43-3520      |
| 湯梨浜町：湯梨浜町子育て支援課            | 35-5321・5322 |
| 琴浦町：琴浦町子育て健康課（保健センター※本庁舎隣） | 52-1705      |
| 北栄町：北栄町健康推進課（大栄庁舎）         | 37-5867      |